

令和 8 年度予算編成方針



企画政策部財政課

1 はじめに

令和8年度は、「第六次塩尻市総合計画」第1期中期戦略の最終年にあたり、行政評価・実施計画補正の結果を踏まえ、施策の更なる具現化を推進し、本市の目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。一田園都市しおじりー」の実現に向け着実に市政を進展させるとともに、百瀬市長のマニフェストに掲げる施策の目標達成に向けて、スピード感を持って事業展開を図る必要がある。

本市の財政見通しについては、人件費や扶助費を中心とした義務的経費の増加が見込まれる上、物価・資材価格の高騰や賃上げ等による事業費変動の影響により、財政調整基金残高の減少や地方債残高の増加が見込まれるなど、非常に厳しい財政状況ではあるが、持続可能な発展を続けるため、健全性を堅持しつつ、重要課題に対して積極的な事業展開が図れるよう、全職員の知恵と工夫を結集し、各部長のマネジメントの下、以降の方針により予算編成に臨むこととする。

2 国等の動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2025」において、「新しい資本主義」の実現として、賃上げを中心に成長型経済へ移行し実質賃金の上昇を目指すとともに、少子高齢化や人口減少への対応、地方経済の活力創出などを、重点課題に掲げている。

また、令和8年度予算編成に向けた考え方では、「令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。」とされており、地方の継続的かつ安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準が確保される見込みである。

一方、国の予算における「令和8年度予算の概算要求について」では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する。」と明記されており、地方においても、事業の重点化と併せた歳出改革が求められるものと見込まれる。

3 本市の財政状況

(1) 令和6年度決算の状況

令和6年度普通会計は、市民交流センターの大規模改修、定額減税の実施に伴う調整給付金の給付に加え、人件費や公債費などの義務的経費が増加したため、歳出決算額は過去3番目の規模となった。

また、実質収支は、4億7千万円余の黒字となったが、一方で、実質収支から、前年度からの繰越金や財政調整基金の積立・取崩額を除いた実質単年度収支は、2千万円余の赤字となった。

令和6年度決算状況	金額（千円）
歳入総額	34,415,924
歳出総額	33,871,631
歳入歳出差引額	544,293
翌年度に繰り越すべき財源	76,039
実質収支	468,254
実質単年度収支	△20,732

(2) 今後の見通し

本市の財政は、歳入面で、人口の減少による市税や地方交付税の減少が見込まれることに加え、合併特例債や緊急防災・減災事業債等の交付税措置の高い有利な起債が時限措置となっていることから、歳入の確保は一層厳しくなることが見込まれる。

一方、歳出面では、人件費や扶助費を中心とした義務的経費が急増している。さらに、公共施設の老朽化対策等に伴う普通建設事業費の増加が見込まれるほか、物価・資材価格の高騰や賃上げ等による事業費変動などが、持続可能で規律ある財政運営を行う上で大きな課題となっている。加えて、塩尻市文化会館（レザンホール）の大規模改修等の大型ハード事業に伴う公債費（借金返済）の増など、より一層厳しい財政運営が予想される。

「最新の財政推計」では、令和8年度以降の各年度においても収支不足が見込まれ、予算編成では収支不足を極力圧縮して「財政調整基金」の取崩しを抑制し、一定の基金残高を確保する必要がある。

また、本市が、今後も健全財政を堅持し、持続可能な行財政運営を行うため、本年度策定した「行財政改革アクションプラン」等を踏まえ、今後の厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、「財源なくして政策なし」とした考えの下、コスト意識を強く持って事業の優先順位を定めるとともに、徹底した経費の見直しと歳入の確保を強く進める必要がある。

4 予算編成の基本的な考え方①

大変厳しい財政見通しではあるが、しおじり未来投資戦略（第六次塩尻市総合計画）に掲げる目指す都市像の実現に向けて、「チャレンジ」と「アクション」を継続し、中期戦略の着実な推進と財政健全化との両立が適切に図られるよう、次に掲げる基本的事項を柱として、予算編成に当たることとする。

(1) 「第六次塩尻市総合計画に基づく施策」及び「市長マニフェスト」の推進

「行政評価」、「実施計画」、「予算編成」を効果的に連動させた「行政経営システム」による行政評価結果及び実施計画補正の査定結果を予算に的確に反映し、第1期中期戦略の最終年にあたることから、中期戦略の特徴に位置付けた「重点投資」「ブランド戦略」の取り組みへの資源配分に十分配慮し、施策の一層の具現化を図り、併せて『市長マニフェスト』の目標達成に向け、着実な事業展開を図ること。

(2) 「行財政改革アクションプラン」の推進

人口減少、高齢化、少子高齢化の進行といった人口動態に起因して、税収や人材などの行政資源を確保することが厳しくなる中で、今後も持続可能な行政経営を維持するために策定した「行財政改革アクションプラン」に掲げる各種取り組み事項を十分に留意すること。

(3) DX等による行政サービスの改革と生産性向上の推進

ア デジタル技術により行政サービスや働き方を抜本的に改革するとともに、官民連携によるデジタル技術を駆使した都市機能の向上を図り、住民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指すため、「行政DX」と「地域DX」の両軸で、全庁を挙げて積極的にDXを推進すること。

イ 「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、各課等は「省エネ」「再生可能エネルギー転換」等に配慮した予算要求を行い、各部等の長は、配分された一般財源枠の範囲内でこれらの要求に対して優先的に予算付けを行うこと。

(4) 公共施設の老朽化対策の計画的な推進

ア 多額の財源を必要とするレザンホールの大規模改修が予定されているため、他のハード事業は原則として先送りとする。また、第1期中期戦略の期間中に公共施設整備計画を策定し、公共施設の再配置（継続・統合・廃止等）を見定めた上で、改修・更新を行う。

イ 令和8年度は、緊急性を要する修繕・改修についてのみ予算要求を行うこと。

4 予算編成の基本的な考え方②

(5) 物価高騰への対応

ア 不安定な世界情勢もあり、影響を詳細に見通すことが困難な状況であるが、市場価格や国・県等の動向等の情報収集に努め、過不足のない予算計上とすること。

イ 物価・資材価格の高騰や賃上げ等による事業費変動の対応に伴う予算の増額が必要な場合は、特殊事情として枠外での計上を認める。

(6) 財源の確保

ア 市税、料金等の収入については、課税客体等の的確な捕捉・徴収率の向上に努めること。

イ 国・県支出金等は、国の予算編成の動向を注視し、国の経済対策に係る交付金など、補助率の高い有利な補助金の確保に積極的に取り組むこと。ただし、事業の内容やスケジュール、近年の採択状況等により、予算計上のタイミングを十分に検討すること。

ウ 物価高騰等による行政コスト上昇への対応と、市民全体の負担の公平性確保の観点から実施する使用料・手数料の見直しの結果を、予算編成に的確に反映すること。

エ ふるさと寄附やガバメントクラウドファンディング等の制度を積極的に活用し、新規財源の確保に努めること。

オ 財源には限りがあることを十分認識し、あらゆる歳入確保策を講じること。各部等が保有する財産の有効活用、ネーミングライツ・広告料収入や貸付料の見直し等あらゆる創意工夫を行うなど、新たな財源の確保に努めること。

5 予算編成方法①

令和8年度の予算編成においては、一般財源が大きく不足することが見込まれることから予算要求基準（シーリング）を設定し、各部等に一般財源を包括的に配分するので、本編成方針に基づき、部長のマネジメントの下、効率的な事業展開が図られるよう自律的な予算編成を行うこと。

(1) 各部等での自律的な予算編成

実施計画事業（ハード事業）及び行政評価対象事業（ソフト事業）については、部長のマネジメントの下、各種事務事業の成果把握・成果主義による厳格な評価を行い、「選択と集中」を徹底し、行政評価及び実施計画補正の最終査定額を上限額として予算編成を行うこと。

なお、配分額を超過した場合のほか、行政評価からの変更、予算要求基準を満たしていない経費や配分対象外経費については企画政策部長が査定することとし、復活要求は認めないものとする。（組替のみ）

(2) 一般財源配分額の考え方

財政推計に基づき算出した一般財源総額(※1)から、配分対象外経費(※2)に係る一般財源を除いた額を基準に、各部の態様に応じて配分することとし、配分額の範囲内において自律的な予算編成を行うこと。

※1 一般財源総額

市税、地方譲与税等、繰越金、地方交付税、基金繰入金等の合計

※2 配分対象外経費

枠外経費（公債費、積立金、特別会計繰出金、税還付金、法定扶助費、一部事務組合負担金等）、特殊事情（通常の修繕では対処できない修繕料、備品購入費、純増となるリース物品等、隔年実施の点検・検査に係る経費、前年度に比べ大幅に増額となる負担金、行政評価後に生じた社会経済情勢の変化などに対応した増額分、物価高騰に対応するための増額分）

5 予算編成方法②

(3) 事業別・経費別の要求基準

ア 実施計画事業（ハード事業）

実施計画補正の最終査定額を上限として計上すること。

イ 行政評価対象事業（ソフト事業）

行政評価の最終査定額を上限として計上すること。

ウ 一般事業

重点事業に集中投資するため、事業の厳選、縮小及び廃止を徹底し、一般財源の確保を図ること。なお、一般事業の経費の増額分については、新規財源の獲得などで賄うほか、各事業部へ配分する一般財源枠の範囲内で調整し、計上すること。

エ 配分対象外経費（枠外、特殊事情 共通）

査定対象であり、復活要求が認められない点を十分考慮したうえで計上すること。また、期限までの積算が困難な特別会計繰出金等の経費については、令和6年度決算ベース、又は令和7年度決算見込みベースで計上しておき、予算編成の過程において精査すること。

オ 人件費

会計年度任用職員を含む人件費については、財政計画の範囲内で人事ヒアリング結果と行政評価結果との整合を行った後、総務人事課が一括計上すること。

カ その他の経費

別に定める「予算要求基準」により、所要額を精査して計上すること。

(4) 各部等での部内査定

ア 部内査定期間の確保

部長によるマネジメントが十分行えるよう、部内査定期間を確保するので、行政評価結果等を踏まえた上で、自律的な予算編成を行うこと。

イ 部内査定の実施

財政課から提示された配分額の範囲内で部内査定を行い、経過を記録すること。なお、部内査定の経過については、企画政策部長査定において課別に確認する。

6 予算編成に際しての留意事項①

(1) 事業見直しの徹底とコスト削減

ア 既に「目的が達成されている」または「達成できない」と判断される事業、費用対効果が低いと判断される事業については、終了・廃止すること。

イ 国・県の補助制度が縮小・廃止された場合や、対象から外れた場合には、事業の必要性等を改めて検証するものとし、原則として単独事業への振替は行わないこと。

ウ 継続事業についてもゼロベースから見直しを行い、効率化によるコスト削減を図るとともに、決算や予算執行状況等を考慮し、不用額の縮減に取り組むこと。

(2) 特別会計、企業会計、第三セクター、出資法人等の経営改革

財政健全化法においては、市及び市の連結対象団体（特別会計、企業会計、公社、第三セクター及び出資法人）を総合的に捉え、健全性を判断することから、連結対象団体においても必要な経営改革が図られるよう、指導・監督を行うこと。なお、特別会計等への繰出金については、総務省等が示す繰出基準の範囲内とする。

(3) 協働のまちづくりの推進

NPO法人・民間企業等が提供した方が効率的・効果的である事業については、外部への事業委託を検討するなど、事業の効率化を図ること。

(4) 部課等間の連絡調整

横断的な政策課題に対応するための事業や、他の部課等と関連する事業については重複を避け、最も効果的・効率的なものとなるよう、事前に協議・調整を行うこと。

6 予算編成に際しての留意事項②

(5) 行政需要・市民要望の反映

市議会及び監査委員の指摘事項、各種審議会・協議会、市長への手紙や声のひろば等の意見・要望を十分検討し、適切に対応すること。

(6) 各種計画との整合・調整

「第六次塩尻市総合計画」と個別計画との整合・調整を図ること。